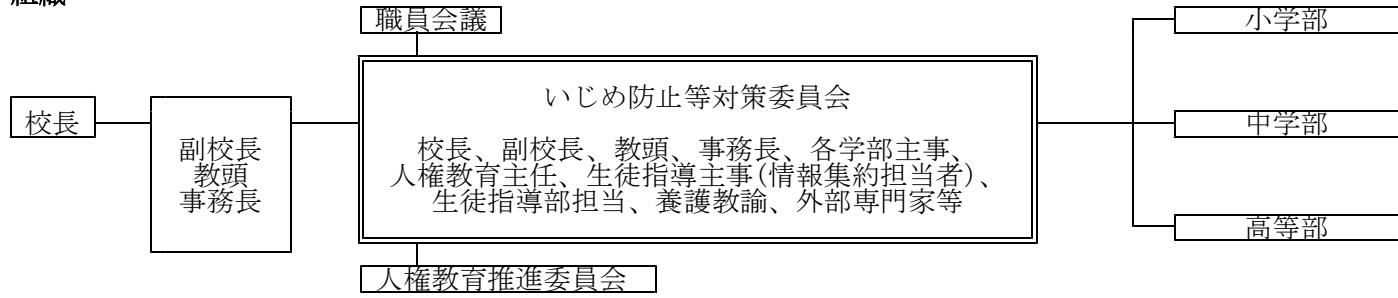


いじめ問題対応マニュアル

ア 趣旨

いじめは決して許されない行為であるとの認識を持ち、いじめに関しては、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組む。

イ 組織



※いじめの気付きや発見があった場合は、管理職、学部主事、生徒指導部、担任等で組織的に対応する。
 ※いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて、開催する。

ウ 早期発見・早期対応の具体的な流れ



エ その他

- 学期に1回、アンケート調査を実施する。
- 個人のプライバシー等に配慮する。